

所長	局長	次長	課長	課輔 長佐	係長	係員	所付
●	●	●	●	●	●	●	●

事務課
印

修習生活へのオリエンテーション

司法研修所事務局長講話概要

平成 6 年 4 月

印刷部数 1000 部
平成 6 年 4 月 4 日
(資料課資料係)
印刷会社 吉橋印刷

目 次

第1 司法修習生の身分	1
第2 修習生活におけるルール（規律の保持）	3
1 司法修習生の監督	3
2 修習専念義務	3
3 欠席	3
4 旅行	8
5 兼業・兼職の禁止	10
6 秘密の保持	10
7 非違行為	11
第3 司法修習生としての心構え	12
1 修習に対する基本的態度	12
2 社会人としての司法修習生	14
3 司法研修所の施設の使用について	15
4 寝生活のルールとエチケット	16

第1 司法修習生の身分

司法修習生の身分等は国家公務員に準じた取扱いを受けるが、それらは、裁判所法、規則及び規程で定められている。これらの規定は、司法修習生便覧に掲載されている。

(注) 規則等の略称

1 司法修習生に関する規則

..... 修習生規則（便覧19ページ）

2 司法修習生の規律等に関する規程

..... 規律規程（便覧22ページ）

3 司法修習生に関する規則第6条の運用について

（昭和63年12月22日司研所長通知）

..... 規則6条運用通知（便覧27ページ）

4 司法修習生の規律等に関する規程第4条第1項の運用

等について（昭和61年7月10日司研所長通知）

..... 規程4条1項運用通知（便覧29ページ）

司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受けるものとされている（裁判所法67条2項）。この給与は現在月額195,300円であるが、このほか一般の国家公務員と同様に、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給を受ける。これは国家公務員（I種）採用試験に合格した者（初任給は行政職(-)3級1号月額179,200円）が2年以上を要して達する給与水準である。

一般に、給与、賃金は労働の対価であるが、司法修習生は、国家に対し、労働を提供する地位にあるわけではない。しかるに、國家が法曹の養成を國の事務とし、司法修習生に対して給与を支給し、また、司法修習生の修習について必要な人的、物的設備を用意しているのは、民主主義国家においては法の支配がその根幹であり、法曹が法の支配の重要な担い手であるという国民の認識と合意があるからに外ならない。

このように考えるならば、司法修習生は、國民に対し、法の支配の立派な担い手となるよう修習に専念すべき義務を負うものというべきであろう（國家公務員に対しては、國家公務員法96条において職務に専念すべきことが義務付けられている。）。司法修習生の地位が授業料を納め、知識、学芸を教え授けられる学生の地位と質的に異なることは、理の当然であり、司法修習生には、その修習期間中、修習の面においても、規律保持の面においても、法の支配の担い手に要請される厳しさが求められるのである。このことは、裁判所法68条及びこれを受けた司法修習生に関する規則18条が、司法修習生に品位を辱める行状があったとき、修習の態度が著しく不まじめなときは、罷免することができるとしていることからも明らかであろう。

第2 修習生活におけるルール（規律の保持）

1 司法修習生の監督

司法修習生は、その修習の全期間を通じて司法研修所長の監督に服し、実務修習期間中は、更に配属地の地方裁判所長、検事正又は弁護士会長の監督を受けることになる（修習生規則1条、8条）。

なお、司法修習生を監督する司法研修所長は、最高裁判所長官の監督下にあり（裁判所法56条2項）、実務修習庁会の長の監督権は、司法修習生の任免権を有する最高裁判所の委託に由来するものである（修習生規則8条）。このことから明らかのように、監督権は、究極的には最高裁判所に帰属する。

2 修習専念義務

修習期間中に、修習に専念すべきことは、司法修習生の中心的義務である。

3 欠席

(1) 欠席の概念

ア 国家公務員については年次休暇、病気休暇及び特別休暇が認められているが、司法修習生については休暇の概念がない。これは、司法修習というものが、他人によつて代替することができる労働力の提供とは本質的に異なることに由来するものである。このため、規則6条運用通知1項の(1)から(3)までに掲げる日以外の日に修習でき

ない場合には、欠席として取り扱われる。

イ 出欠の取扱い

(ア) 出勤を要する日の場合

カリキュラム上出勤を要するとされている日に出勤しないときは、修習ができないものとされ、欠席として取り扱われる。

(イ) 自由研究日の場合（自宅起案日は、当該起案を所定の日に提出する限り、自由研究日と同様に取り扱われる。）

自由研究日は、出勤を要しない日であるが、司法修習生の自主性を尊重して定められるものであるから、司法修習生は、自らの責任において修習の実を挙げるためこれを使うべきであり、無為に過ごすべきではない。病気その他この日に修習できない事情があるときは、欠席として取り扱われる（規則6条運用通知4項）。「修習できない事情がある」典型的なケースは、病気の場合のほか、届出を要する内国旅行及び外国旅行（後記4の(1)及び(2)参照）の期間中に自由研究日が含まれる場合（出発の日又は帰着の日が自由研究日である場合を除く。）である（規程4条1項運用通知3項）。修習できない事情がある場合のほかは、司法修習生が自由研究日をどのように過ごすかは司法修習生の自律にゆだねられており、欠席として取り扱われることは

ない。

(4) 自由研究日に関する、いわゆる夏期の休暇について若干説明する。裁判所では、夏期に20日間程度休廷するのが一般であり、当該裁判部に配属された司法修習生は、その期間登庁を要しないこととされるのが通例である。この場合、当該裁判部の裁判官は、年次休暇をまとめてとり、あるいは夏期在宅研究をしているのであって、裁判官に固有の夏期休暇があるわけではない。司法修習生には、年次休暇はないのであるから、結局、夏期休廷中の日曜日及び土曜日を除く日は、自由研究日ということになる。このことは、検察庁、弁護士会の実務修習中にいわゆる夏期の休暇が与えられた場合でも同じである。

(2) 欠席と修習終了の関係

司法修習生がその修習を終え、法曹資格を取得するためには、司法研修所長が定めた一定期間の修習を欠落なく終えること及び考試に合格することが必要である（裁判所法67条1項）。したがって、規則6条運用通知1項の(1)から(3)までに掲げる日以外の日に1日でも欠席したときは、本来、この修習期間に欠落を生じ、前者の要件を充足することができず、ひいては考試を受ける資格を欠くものとされ、同期生と同じ時期に法曹資格を取得することができないことになるわけである。

しかし、このとおりとすると、過酷な事態が生ずる。そこで、修習生規則6条は、司法修習生が病気その他の正当な理由によって修習しなかった90日以内の期間は、これを修習した期間とみなすこととした。この結果、90日を超える長期病欠者及び正当な理由がないため欠席の承認が得られなかつた欠席者のみが、同期生と同じ時期に法曹資格を取得することができないこととなる（司法修習生便覧13ページ参照）。

(3) 欠席と「正当な理由」

欠席が「正当な理由」によるかどうかは、一般職の職員の給与等に関する法律14条の3に規定する承認に準じて判断される（規則6条運用通知3項）。

ア 負傷又は疾病のため療養する必要があり、修習しないことがやむを得ないと認められる場合には、「正当な理由」があるとされる。

イ 選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により修習しないことがやむを得ないと認められる場合（特別の事由は、国家公務員の特別休暇の例による。）には、「正当な理由」があるとされる。

ウ 欠席を必要とする事由があり、かつ、修習に著しい支障がないと認められる場合には、「正当な理由」があるとされる。

具体的にどのような場合に前記の要件を満たし「正当

な理由」があるとされるかについては、場合を分けて考
える必要がある。

(ア) 出勤を要する日の場合

欠席を必要とする事由の程度と修習に及ぼす支障の
程度とを比較衡量して、その都度判断される。

欠席を必要とする事由としては、例えば、親族の看
病、親族の結婚式への参列、父母の同伴を要する幼稚
園入園試験への出頭などが一応考えられよう。ただ欠
席を必要とする事由は同一であっても、①前期及び後
期の修習中並びに実務修習のうち講義、見学その他の
合同修習の日及び家庭裁判所における修習の日におけ
る欠席と、②実務修習のうち前記以外の修習の日におけ
る欠席とでは、修習に著しい支障があるかどうかの
判断は異なり、したがって「正当な理由」があるかどうかの
判断も異なることになる。①の欠席は、他の日
に修習することによってこれを補うことが困難だから
である。

(イ) 自由研究日の場合（自宅起案日は、当該起案を所定
の日に提出する限り、自由研究日と同様に取り扱われ
る。）

自由研究日については、その日に欠席しても、司法
修習生が自らの責任において代替措置を探ることが可
能である。したがって、自由研究日の欠席については、

特別の事情がない限り、「正当な理由」があると判断されることになろう。

(4) 承認を得ない欠席

前述のとおり、欠席について承認が得られなかつた場合は、修習期間に欠落を生じ、同期生と同時に司法修習生の修習を終えることができないことになる。承認を得ない欠席は、そのこと自体規律違反であるが、更にこのような重大な効果をもたらすものである。

なお、承認を得ない欠席に関連し、いわゆる代印について付言する。代印とは、印章だけを出席させ、本人は欠席することをいう。代印は、それ自体卑劣な行為であり、処分の対象となることはいうまでもないが、欠席という実体を残すことになり、この欠席について事後的に承認が得られなかつたときは、前述の承認を得ない欠席の効果が全面的に及んでくることになる。この場合には、修習終了が遅れることになる。

4 旅 行

(1) 内国旅行

司法修習生は、宿泊を要する内国旅行をしようとするときは、あらかじめ司法研修所長に届け出なければならない（規律規程4条1項）。実務修習中は、裁判所、検察庁又は弁護士会の長に届け出ることになる。

なお、司法研修所における修習期間中の内国旅行の場合

は、司法研修所を中心とする半径50キロメートルの地域外への宿泊を伴う移動については、旅行届を要するものとし、それ以外の移動については、旅行届を要しないものとされている（規程4条1項運用通知1項）。

(2) 外国旅行

司法修習生は、外国旅行をしようとするときは、司法研修所長の承認を受けなければならない（規律規程4条2項）。この承認は、旅券発給の要件ではない。この承認が必要とされるのは、司法修習生に対する監督上の見地からである。旅券が自由に取得できるからといって、この承認を受けることなく外国旅行をするようなことのないよう特に注意しておきたい。

なお、従来の事例によると、①いわゆる夏期の休暇（自由研究日）、年末年始の休暇とそれに接続する自由研究日を利用する場合及び考試後の自由研究日を利用する場合は、1週間ないし10日間程度の旅行が、②この期間を除く修習中は、新婚旅行に限り、修習に著しい支障のない範囲で1週間程度の旅行が認められている。

(3) 旅行と欠席

旅行が規則6条運用通知1項の(1)から(3)までに掲げる日以外の日（自由研究日を含む。）にかかる場合は、旅行届又は旅行承認のほかに、欠席の承認を得る必要がある。

旅行のため出勤を要する日に出勤できない場合は欠席と

されるが、自由研究日においても、その日が旅行期間に含まれる場合（出発の日又は帰着の日が自由研究日である場合を除く。）は、原則として、欠席とされる（前記3(1)イ参照）。これは、司法研修所における修習であると実務修習であるとを問わず、修習は定められた修習地で行われるべきものと予定されているのであって、この定められた修習地を離れることにより、予定された修習の枠組を外れることになるからである（規程4条1項運用通知3項参照）。

5 兼業・兼職の禁止

司法修習生は、許可がない限り、兼業・兼職をすることができないものとされている（修習生規則2条、規律規程8条1項）。

司法修習生は、前述のとおり、修習に専念すべき義務を負うものであるから、この禁止は当然のことであり、また、2年間の修習は、兼業・兼職を可能にするほどなまやさしいものではない。アパート経営、たばこ小売業、各種の委員、役員に就任すること、家庭教師、司法試験の答案練習を継続して引き受けること等は、いずれも兼業又は兼職に該当する。

6 秘密の保持

司法修習生は、修習に当たって知った秘密を漏らしてはならない（修習生規則3条）。このことについては、多くを説明するまでもないであろう。要するに、司法修習生は、指導担当の裁判官、検察官又は弁護士の守秘義務に準じて、秘密

を守らなければならない。

なお、司法修習生が実務修習中に裁判所の記録を紛失した事例がある。弁解の余地のない失態であり、裁判所や当事者に掛ける迷惑は、計り知れない。記録の取扱いには、十分注意すべきである。

7 非違行為

過去には、刑法犯、特別法違反の罪に問われ、罷免等の処分を受けた事例がかなりある。諸君には対岸の火事としか思われないかもしれないが、このような事故が跡を断たないという現実を直視し、一層気持ちを引き締めてもらいたいと思う。司法研修所長は、昭和50年10月6日、司法修習生全員に対し、規律の保持について、次のような内容の文書を発した。このような措置が必要でなくなることを強く期待する。

「近時、司法修習生の一部に、酔酒他人の自転車を窃取し、若しくは短期間に普通乗用車によるスピード違反を繰り返し、又は最高裁判所長官の許可を受けずに海外旅行をし、あるいは許可期間を超えて海外に滞在し、その間の実務修習日に正当な理由なく欠席する等法規を無視ないし否定する行動が目立っている。このため、当該司法修習生は、司法修習生としてその責めを問われて司法修習生の身分を失い、あるいは同期の司法修習生とともに修習を終了することができなくなるという事態に立ち至っている。

前記のような行動は、法の支配の担い手である法曹をめざ

す司法修習生として恥すべき行為であるばかりでなく、司法修習生全体の評価を著しく傷つけるものであり、誠に遺憾である。当職としては、今後も司法修習生の規律保持について厳格に対処する考えであるが、この機会に司法修習生諸君が国民の司法修習生に対する好意と期待に深く思いをいたし、いやしくも国民一般の指弾を受けるような行動のないよう、特に注意を喚起するとともに、規律を厳守し修習に専念することを切望する。」

第3 司法修習生としての心構え

1 修習に対する基本的態度

(1) 司法修習生の身分について述べたところから明らかなように、司法研修所は、「法曹」というプロフェッショナルの養成機関であり、そこに厳しさが要求されるのは当然である。司法試験は天下の難関だといわれているが、これに合格したからといって直ちにプロの法律家として通用するものではなく、これから司法研修所並びに実務庁会で修習を受けるのに必要な最低限度の法律知識を有することが認められたにすぎないと考えるべきである。

司法修習生の修習は、法曹としていずれの道を選ぶこともできるように2年間の限られた期間内に、ミニマム・スタンダードを身に付けさせることを目的としている。現在のカリキュラムは、この目的が実現できるよう長い間の経

験を踏まえて編成されており、各教科ともその基本型を徹底的に理解させ、習得させることに主眼が置かれている。技芸であれ、スポーツであれ、まずこの基本型を理解、体得することから始まる。初心者がこの基本を無視して最初から派手なプレーをしようとすることは、資質の向上に役立つものではない。法曹となるための訓練もこれと同じであって、一見つまらないと思われる基礎訓練をおろそかにしては、将来の飛躍は期待できない。とにかく短期間の修習であるから、司法修習生としても、単に与えられるものを消化するだけで事足れりという受動的態度でなく、自らを練磨するという能動的態度が要請される。司法修習生が、司法研修所に対し、起案の数を減らせという声で代表されるような安易さを求めるならば、それは自分が目指す「法曹」の地位を低からしめることに外ならないであろう。

- (2) プロフェッショナルに至る道程の厳しさに関連し、考試について一言する。第二回試験（司法試験が第一回試験である。）と呼ばれている考試は、法曹資格の取得に必要な国家試験として最高裁判所長官を委員長とする考試委員会によって行われるものであって、司法研修所の卒業試験ではない（裁判所法67条1項、修習生規則12条）。この考試について、司法修習生の一部から、その廃止あるいは全員合格を求める要望が出されることがあるが、このような主張は、法律を無視するものであるばかりか、多額の国費を

費やしながら一定の水準に達していない者を法曹とすることを要求するものであって、納税者である国民の理解を得られるものではあるまい。

なお、「考試において1科目でも「不可」をとれば、原則として、直ちに合格とはされず、数箇月後に当該科目について追試を受ける。」というのが考試委員会の一般的先例である。

2 社会人としての司法修習生

司法修習生は、法曹界の内部では、学生気質の残っている者、あるいはこれから巣立つ幼鳥としてみられ、若干の常識外れの言動も寛容に受け止められることがあろう。しかし、世人は、司法修習生について、知識、能力、人格等のすべての点で優れた社会人として評価している反面、良識を欠く言動に対しては厳しく指弾するであろう。この点を十分心に銘じて言動を慎み世間から非難されることのないようにされたい。

なお、司法研修所の職員は、司法修習生の修習が円滑に行われるよう、日夜、縁の下の力持的な仕事に精励している。彼らは、諸君を将来の法曹界を担う人々として尊敬し、諸君が大成することを願っている。諸君も、司法修習生の修習がこのような職員の努力によって支えられていることを十分認識し、職員に対しては、常に、相手の立場を思いやる気持ちと感謝の気持ちを持って接してほしい。

ここに述べたことは、裁判所、検察庁及び弁護士会における実務修習中においても留意すべきところである。

3 司法研修所の施設の使用について

司法研修所の施設は、司法修習生の修習並びに裁判官の研修及び研究に供するもので国の行政財産である。したがって、司法修習生がこの施設をカリキュラム外で使用するについては、一定のルールに従う必要がある。この点について、司法研修所としては、次のような運用をしている。

(1) 教室内における掲示

「1 司法修習生が教室内において掲示をする場合は、
修習生用連絡板を使用するものとし、講義用ホワイトボード、壁面その他の場所を使用しないこと。

2 次の掲示については、あらかじめ、許可を受けること。

- (1) 大きさがB4判を超えるもの
- (2) 司法修習生以外の者が作成したもの、又はそのコピー類」

なお、この定めに違反した掲示、既に目的を達したと認められる掲示及び修習生の品位を傷つけ、又は教室の正常な機能を損なうと認められる掲示は、除去を命ぜられ、又は除去されることがある。

(2) 講堂、教室等の使用の許否

「司法研修所の施設は、カリキュラムに定められた司法

修習生の修習のため使用することを原則とし、例外として、付隨的にこれに資すべき司法修習生相互間の研究討論のため使用させ、それ以外の目的のためには使用させないものとする。」

4 寮生活のルールとエチケット

いづみ寮は、司法修習生及び裁判官研究員のための合宿舎である。いづみ寮在寮準則及び在寮心得は、この合宿舎での集団生活を円滑に営むために定められたルールである。在寮を許可された者は、定められたルールを遵守し、節度ある修習生活を送るよう心掛け、仮にも退寮処分を受けることのないよう自戒してほしい。

(1) 清掃及び清潔の保持

いづみ寮の寮室は個室であり、自主性が尊重されるが、室内の清掃など普通に求められる利用者としての義務を負うことは当然である。

(2) 近隣に迷惑を掛けないこと。

深夜、飲酒の上、放歌高吟して帰寮する等付近の住民の迷惑となるような行為は、厳に慎むべきである。

(3) 同僚に迷惑を掛けないこと。

司法修習生の中には、神経質な人が意外に多い。このような人にとっては、隣室の騒音は耐え難いものである。同僚に対するエチケットとして、深夜にわたるけんそうを慎み、ドアの開閉にも気を遣うなどの配慮がほしいものである。